

◇ 目標2 仕事と家庭生活との両立の実現 ◇

現状と課題

【(1) 家庭生活との調和がとれた職場づくりの推進】

1 両立支援の取組に対する支援

- 育児休業の取得促進だけでなく、休業中の職場に関する情報提供や、復職時に子育てと仕事の両立を図ることが可能な働き方を選択できる職場環境の整備等が求められていますが、取組状況は企業ごとに差が生じています。

2 普及啓発の推進

- 夫婦の家事・育児分担において、男性の分担度合いが低く、女性に大きく偏っているのが現状です。子育ては男女共に取り組むべき課題であるということを、これから親になる世代も含め幅広い対象に広く啓発するとともに、雇用者である企業の理解を求めていく必要があります。
- 育児休業の認知度が高まり、女性の取得率が高くなっています一方、男性の取得率は伸び悩んでいます。また、看護休暇は法的に認められた制度であっても男女共に利用率が低く、まだ普及したと言える状態ではなく、企業側の取得促進の働きかけにも差が生じています。
- これまで企業活動と地域社会との接点はあまり意識されていませんでしたが、日々の生活において従業員の生活は地域社会に支えられ、企業が所在する地域の一員として期待される役割も大きくなっています。ワーク・ライフ・バランスの推進には、企業に対して意識改革を促し、働き方の見直しなどを普及啓発することが重要です。

【(2) 都市型保育サービスの充実】

1 待機児童対策・保育サービスの拡充

- 待機児童の解消に向けて、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員など、多様な保育サービスを組み合わせ、「前期計画」の目標値以上に保育サービスの整備を進めてきました。

- しかし、他道府県からの転入人口の増加等による就学前児童人口の増加や、経済情勢の悪化に伴う女性の就業希望の増加により保育ニーズが急増し、平成20年から2年連続して待機児童が増加しました。
- 東京の高い地価や保育人材不足等が、保育サービスの拡充における課題となっています。

2 ニーズに応じた様々な保育サービスの提供

- ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や近隣関係の希薄化などにより、家庭や地域の子育て力が低下し、保育サービスはすべての子育て家庭に必要な普遍的サービスとなっています。
- 保育サービス及び子育て支援へのニーズは多岐にわたっているものの、在宅で子育てを行う家庭に対する支援が不足していることに加え、認可保育所制度は、「保育に欠ける」要件などの従来の枠組みを維持したままであるなど、画一的な制度となっています。早朝や夜間、休日などにおける保育対応時間の拡大や、一時的・緊急的な保育、定期的・継続的な保育など、多様なサービスが求められています。
- 地域における保育サービスの供給体制は、保育の実施主体である区市町村が、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員など、地域の様々な保育資源を活用して確保していくべきものであり、地域の実情に応じた効果的な保育サービスの整備が重要となります。
- 学童クラブの開所時間・開所日数や、児童数の適正規模の考え方などについてニーズ等を踏まえて検討し、サービスの質の向上を図る必要があります。

3 保育の質の向上

- 待機児童の解消に向けて保育サービスを拡充するに当たっては、保育施設の設置数の増加や多様な事業主体の参入を促す中で、質の確保された保育サービスを提供することが必要です。
- 保育サービスの急速な拡大などにより、サービスの担い手となる保育士の人材不足が生じています。

取組の方向性

【(1) 家庭生活との調和がとれた職場づくりの推進】

1 両立支援の取組に対する支援

- 中小企業両立支援推進助成金や子育て・介護支援融資、女性の再就職支援等により、両立支援に取り組む企業及びその従業員を支援します。

2 普及啓発の推進

- 企業、NPO、既婚・未婚や子の有無を問わず、多様な対象に向けた、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発やワーク・ライフ・バランス促進の気運醸成に取り組みます。また、育児休業取得の促進等、両立支援に資する取組を促進します。特に、企業経営者に対しては、普及啓発セミナーや普及啓発資料の発行により意識改革を促します。
- ワーク・ライフ・バランスを推進している企業の取組について、東京都の基準に基づく評価を実施し、優れた取組を行っている企業の事例を公表することで、気運の醸成を図り、企業の雇用環境整備を促進します。
- 区市町村が独自に行うワーク・ライフ・バランス推進企業への支援や企業経営者等への普及啓発を、都の立場から後押しします。また、企業の社会貢献として地域の子育て支援への啓発のため、情報提供をしていきます。

【(2) 都市型保育サービスの充実】

1 待機児童対策・保育サービスの拡充

- 「後期計画」では、各種保育サービスについて、潜在的なニーズを踏まえた目標事業量を設定し、待機児童の解消に向けて引き続き保育サービスの拡充を図っていきます。

2 ニーズに応じた様々な保育サービスの提供

- 都民の多様なライフスタイルや働き方を支えるため、パートタイム労働者等にも利用しやすい保育サービスを新たに展開するほか、保育所の開所時間の延長や緊急時・育児疲れ等に対応する保育サービスの拡充を進め、保育を必要とする人が必要に応じてサービスを利用することができるよう、区市町村の取組を支援していきます。

区市町村が地域の実情に応じて創意工夫により様々な施策を展開できるよう、子供家庭支援区市町村包括補助事業等により支援していきます。

- 民間運営の学童クラブへの支援を都独自の補助制度により実施し、開所時間の延長や有資格の指導員の配置のなど、サービス向上に積極的な事業者の参入を促し、サービスの質の向上を図っていきます。

3 保育の質の向上

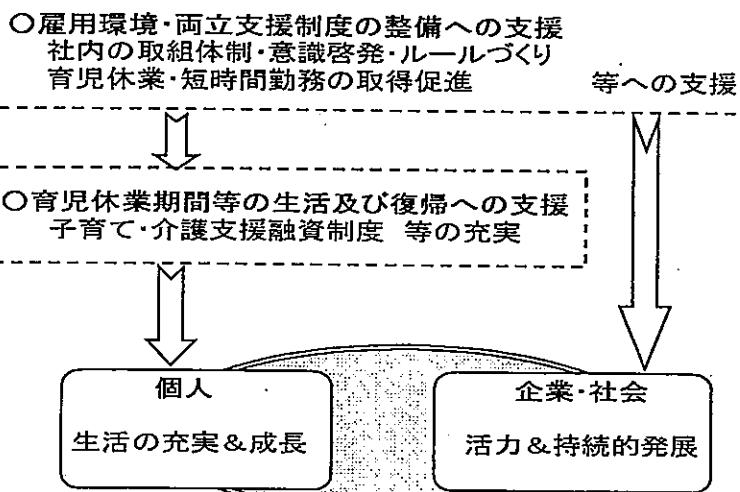
- 現行の認可保育所制度が、多様な事業者の参入を促し、サービスの競い合いによる利用者本位の制度となるよう、保育所制度の抜本的改革を進める必要があります。
- 保育サービスの量的拡大だけでなく、運営指導・指導監督等により質の確保を図っていきます。
- 保育士有資格者の再就業支援を行う保育人材確保事業を実施し、サービスの担い手となる人材の確保を支援します。
- 保育サービスの質の向上を図るため、家庭福祉員研修や認証保育所の施設長研修、認可外保育施設の保育従事者研修などに取り組みます。

重点的取組③ 家庭生活との調和が取れた職場作りの推進

出産・子育てか就労継続かの二者択一を迫られることなく、各々の意思で子育てや就業を継続できる社会、男女ともに仕事だけでなく子育て等を含め他家庭生活全般に充分なゆとりを取れる社会実現のため、ワーク・ライフ・バランス実現に向け、企業等への支援を進めています。

両立支援の取組への支援

《主な支援》



ワーク・ライフ・バランスの実現

普及啓発・気運醸成 面

ワーク・ライフ・バランス の理解促進に向けた普及啓発
ワーク・ライフ・バランス の実践に向けた気運醸成

普及啓発

普及啓発資料の発行 ワーク・ライフ・バランス推進事業
普及啓発セミナー等の実施 東京ウィメンズプラザ普及啓発事業

等の活用

気運醸成

「東京しごとの日」(仮称)の設定・イベント実施
「子育て応援どうきょう会議」の運営

～ワーク・ライフ・バランスの理念～

- ◆ ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と子育てや親の介護、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和が取れ、その両方が充実している状態を指します。
- ◆ その実現には性別や年齢に関わらず、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるようにすることが必要です。
- ◆ 「仕事」か「仕事以外の生活（子育て、親の介護、自己啓発、地域活動など）」かという二者択一ではなく、調和を図ることにより、その両方を充実させようとするものです。

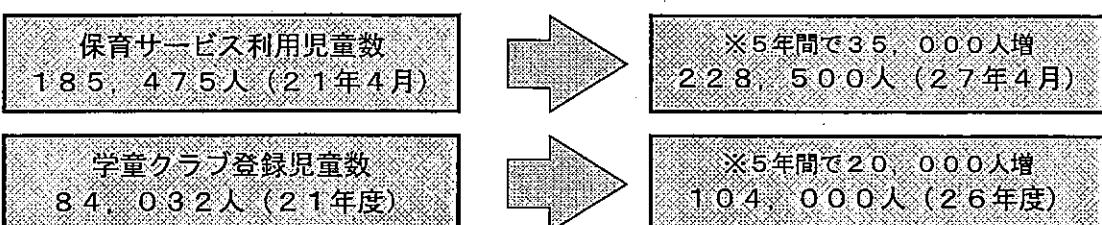
重点的取組④ 待機児童対策・保育サービスの拡充

重点的取組⑥ 保育サービスの質の向上

潜在的なニーズを踏まえた目標事業量を設定し、待機児童の解消に向けて、保育サービスの量的拡大を図るとともに、質の確保にも努めていきます。

保育サービスの量的拡充

- 認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員など、多様なサービスを組み合わせ、待機児童解消に向けた取組をさらに加速
- 保育の実施主体である区市町村や事業者への支援を強化
- 都型学童クラブ（仮称）の創設により、開所時間の延長などサービスを拡充



保育サービスの質の向上

- 事業者に対する指導検査・監督
- 認証保育所施設長、家庭福祉員、認可外保育施設職員に対する研修
- 保育士有資格者の再就業支援による人材確保

地域における子育て支援

- 保育所や子育てひろば等を地域の子育て支援拠点とし、地域の子育て力向上への取組を支援
- 一時預かり等を行う子育てひろばの設置を促進

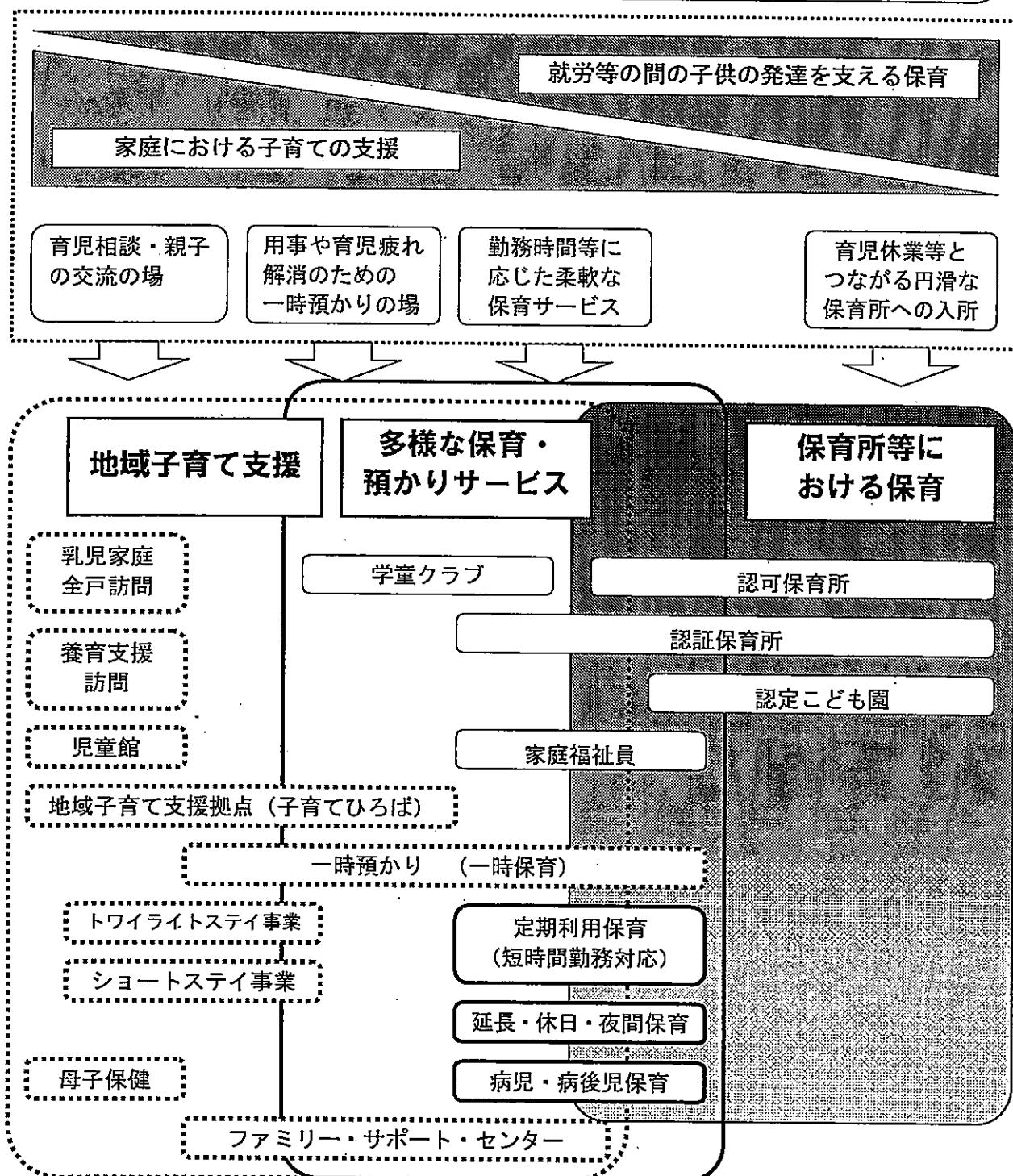
次世代育成支援のための新たな制度構築に向けて

- 国は包括的な次世代育成支援のための新たな制度体系を検討中
(区市町村による保育の必要性・量の認定、例外ない保育保障、利用者と保育所との公的保育契約、客観的基準による事業者参入（指定制）など)
- 利用者本位のサービスを提供するため、「保育所制度の抜本的改革」の早期実現を国に働きかける

すべての子育て家庭への支援を強化する

重点的取組⑤ 多様化するニーズに応じた保育サービスの提供

都民の多様なライフスタイルや働き方を支えるため、パートタイム労働者向けのサービスや緊急時・育児疲れ等に対応するサービスの拡充を進め、保育を必要とする人が必要に応じてサービスを利用できるように区市町村の取組を支援します。



目標2 「仕事と家庭生活との両立の実現」の事業一覧

(1) 家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進

①両立支援の取組に対する支援

49	事業所内保育施設支援事業	福祉保健局
事業所内保育施設の運営費等の補助により企業の次世代育成に関する取組を支援します。		
50	病院内保育施設の支援	福祉保健局
院内保育施設の設置を促進し、医療従事者の継続的就労を支援します。		
51	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	産業労働局
次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、両立支援アドバイザーによる助言・相談を実施します。		
52	中小企業両立支援推進助成金	産業労働局
とうきょう次世代育成サポート企業に登録した中小企業に対して両立支援策の導入等に係る経費を助成（社内の両立支援制度の整備等、両立支援推進責任者への研修、両立支援アドバイザー、育児休業取得者の代替社員の雇用等）します。		
53	いきいき職場推進事業	産業労働局
<p>仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、有識者（学識経験者、労使団体等）からなる審査会で審査し、都が「東京ワークライフバランス認定企業」として認定します。</p> <p>また、働き方の見直しについて社会的機運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ワークライフバランスフェスタ東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図ります。</p>		
54	働き方の改革「東京モデル」事業	産業労働局
グループ企業や取引先等の働き方も一体で改革する先駆的なプロジェクトを支援し、その取組を「東京モデル」として発信していくことにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。		
再掲	ワーク・ライフ・バランス推進事業	生活文化・スポーツ局
*NO.59参照		
再掲	「東京しごとの日」（仮称）の設定	産業労働局
*NO.64参照		
55	子育て・介護支援融資	産業労働局
中小企業従業員の生活の安定に資するため、妊娠・出産から子が20歳に達するまでの就学期間に係る子育て費用（教育費・医療費・保育サービス費など）及び介護休業期間の生活資金を低利で融資します。		
56	女性再就職支援事業	産業労働局
業務スキルに不安を抱える再就職が困難な層を主な対象として、就職ノウハウセミナー、能力開発セミナー、職場実習などを組み合わせた「女性再就職サポートプログラム」を実施します。また、民間就職支援会社によるカウンセリング、求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施します。		
57	育児離職者向け能力開発訓練	産業労働局
自宅で訓練が可能なeラーニング委託訓練を実施します。		
58	保育つき職業訓練	産業労働局
子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。		

②普及啓発の推進

59	ワーク・ライフ・バランス推進事業	生活文化 スポーツ局
仕事と生活の調和を進める方策を具体的に示す実践プログラムを普及するとともにプログラムを活用した企業の取組を広く紹介し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。		
60	東京ウィメンズプラザ普及啓発事業	生活文化 スポーツ局
男女平等参画の取組を促進するため、企業・学校・地域等でリーダーとして活躍する人材を養成する講座や都民の意識・関心を高めるための講座の開催をはじめ、男女平等参画の促進に寄与する都民の自主的な活動への支援を行います。		
61	事業者団体との連絡会	生活文化 スポーツ局
事業者団体との共催により、シンポジウム等を開催し、男女平等参画施策の普及啓発を行ないます。		
62	男女平等参画を進める会	生活文化 スポーツ局
男女平等参画施策を総合的に推進するため、事業者団体、教育関係団体、PTA、NPO等、31団体の代表者が参加し、男女平等参画のための東京都行動計画に掲げる都の施策や各団体の取組について、情報及び意見の交換を行い、連携・協力の促進を図ります。		
63	子育て応援とつきよう会議の運営	福祉保健局
行政だけでなく、多様な団体等の参画により、社会全体で子育てを支える気運を醸成し、「子育て環境日本一」を実現するため、以下のような事業を展開します。 ○子連れでの外出に役立つ情報の提供、父親を対象としたメール相談等、子育てに関する幅広い情報を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 ○「ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン」等、民間事業者等と協働して子育てを支援する気運の醸成に向けたキャンペーン等を実施 ○次世代育成支援に資するNPO団体の活動や企業の社会貢献活動に関する情報の積極的な発信、PR		
64	「東京しごとの日」(仮称)の設定	産業労働局
子どもたちが職場訪問や仕事見学等を実施する「東京しごとの日」を新たに設定し、社会全体でワーク・ライフ・バランスを推進する気運を醸成します。		
65	普及啓発セミナーの実施	産業労働局
企業の雇用環境整備を促進するため、男女労働者や事業主、都民を対象に、雇用機会均等法や育児介護休業法等の労働法、労働問題に関する基礎知識の普及を図ります。 また、事業主や人事労務担当者等を対象とし、企業における女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援策についてのセミナーを実施します。		
66	普及啓発資料の発行	産業労働局
労働問題についての正しい理解を促進するため、男女雇用平等や両立支援、パートタイム労働等に関する普及啓発資料を発行します。		
67	男女雇用平等参画状況調査	産業労働局
雇用環境の整備に当たっての課題を把握するため、企業における男女雇用平等の進展状況等の調査を実施します。調査結果に基づき、男女雇用平等について啓発を行います。		

(2) 都市型保育サービスの充実

①待機児童対策・保育サービスの拡充

68	通常保育事業 (認可保育所・認証保育所・認定こども園・家庭 福祉員など)	【実施主体：区市町村】	福祉保健局
<p>待機児童の解消を含め、都民の多様な保育ニーズに応えるため、区市町村が認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員などのサービスを組み合わせて行う保育サービス供給体制の整備を支援していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認可保育所・・・児童福祉法に定める保育に欠ける就学前児童のための保育施設 ○認証保育所・・・東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設 ○認定こども園・・・就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設 ○家庭福祉員・・・保育士などの資格を持つ保育経験者で、区市町村長が認定する者が、自宅等で提供する少人数の乳幼児(0~2歳児)保育 <p>■20年度[21年4月] 保育サービスの利用児童数 185,475人 ■事業目標(26年度[27年4月]) 保育サービスの利用児童数 228,500人</p>			
69	<保育サービスの拡充> 認可保育所の設置促進		福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> ○マンション等併設型保育所設置促進事業・・・賃借物件の内装工事費等を補助することで、小規模施設や分園の設置を促進します。 ○都有地を活用した認可保育所の設置促進・・・都有地を減額貸付することにより、認可保育所の設置促進や老朽化した施設の建て替えを支援します。 ○定期借地権利用による認可保育所整備促進事業・・・定期借地権設定時に必要な一時金の1/2を補助することで、認可保育所の設置を促進します。 ○認可保育所サービス向上支援事業・・・入所定員の増、年齢別定員の見直し、0歳児保育の実施等、サービスの向上に必要な施設改修経費を補助し、保育所待機児童の解消を図ります。 			
70	<保育サービスの拡充> 認証保育所の設置促進		福祉保健局
<p>大都市特性に合わせた独自の基準を持つ認証保育所の設置を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営費補助単価の見直し・・・単価区分を10人単位に細分化し、最も高い補助単価の適用区分を定員40人までに広げることで、定員拡大を促進します。 ○認証保育所等開設資金無利子融資事業・・・認証保育所等を新規開設する民間事業者に対して開設準備に係る経費の一部を無利子で貸付をします。 ○開設準備経費補助の要件緩和・・・「駅前徒歩5分以内」の補助要件を緩和することにより、区市町村の必要に応じた整備を可能とし、さらなる設置促進を図ります。 			
71	<保育サービスの拡充> 認定こども園の設置促進		福祉保健局 生活文化 スポーツ局 教育庁
<p>国の補助等の対象外である認定こども園の事業に対し、都独自に補助するとともに、設置促進の取組を行う区市町村を支援します。</p>			
72	<保育サービスの拡充> 家庭福祉員の拡充		福祉保健局
<p>家庭福祉員の休暇時に代替保育を行う仕組みの運営にかかる経費を支援するとともに、補助員雇用に対する補助や複数の家庭福祉員が同一建物内で保育を行うモデル事業を実施します。</p>			

73	待機児童解消区市町村支援事業	福祉保健局
待機児童解消に向けた区市町村の取組を柔軟に支援する補助制度により定員拡充につながる取組を支援します。		
74	定期利用保育事業（仮称） ※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充	福祉保健局
認可保育所に加え、認証保育所や家庭福祉員等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業（仮称）を創設します。 ■事業目標（26年度） 40万人		
75	子供家庭支援区市町村包括補助事業	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図ります。 ○先駆的事業：新たな課題に取り組む事業で、区市町村独自の創意工夫による事業 ○選択事業：認定こども園設置促進、病児・病後児保育ネットワーク事業、区市町村相談対応力強化事業、その他基盤整備事業等 ○一般事業：保育所産休代替職員費等補助、入院助産保護費都加算補助等		
②ニーズに応じた様々な保育サービスの提供		
再掲	定期利用保育事業（仮称） ※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充	福祉保健局
*NO.74参照		
76	夜間保育事業	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
保護者の就労等の事情により、夜間（おおよそ午後10時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援します。 ■21年度 午後10時まで開所の保育所等 54か所 ■事業目標（26年度） 午後10時まで開所の保育所等 64か所		
77	延長保育事業	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援し、延長保育の充実を図ります。 ■20年度 都内全認可保育所実施率 8割（うち2時間以上延長は1.8割） ■事業目標（26年度） 都内全認可保育所実施率 10割（うち2時間以上延長は3割） *島しょ部を除く		
78	休日保育事業	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
休日における保育需要に対応するため、日曜・祝祭日等を含め年間を通じて開所する保育所を指定して休日保育を行う区市町村を支援し、休日保育の充実を図ります。 ■21年度 52か所 ■事業目標（26年度） 100か所		
79	病児・病後児保育事業の充実	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
○病気の回復期等にあって、集団保育が困難な保育所在籍児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援し、病後児保育を充実します。 ○病児・病後児ケア相談支援事業により、質的向上を推進します。〈包括補助〉 ○病児対応型施設を核に、施設の利用や保育スタッフの派遣、看護師の巡回等をコーディネートして症状に応じた最適なサービスを提供する病児・病後児保育のネットワークの構築を支援します。 〈包括補助〉 ■21年度 93か所 ■事業目標（26年度） 140か所		
再掲	事業所内保育施設支援事業	福祉保健局
*NO.49参照		

再掲	病院内保育施設の支援	福祉保健局
*NO.50参照		
80	学童クラブ運営費補助事業	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
<p>○就業などにより、保護者が雇用がない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援していきます。</p> <p>○開所時間の延長や保育士の有資格者の配置を基本とし、学童クラブのサービス向上をはかります。</p> <p>■21年度 登録児童数84,032人（21年5月）</p> <p>■事業目標（26年度） 登録児童数20,000人増（サービス提供割合36%）</p>		
81	学童クラブの設置促進	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
<p>既存施設を活用して、学童クラブ事業のための改修を行う事業者に対する補助、施設を新規に設置して、学童クラブ事業を行う事業者に対する補助を実施することで、設置を促進します。</p>		
再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
*NO.75参照		
再掲	子育て支援のための拠点施設整備事業	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
*NO.18参照		
<p>③保育の質の向上</p>		
82	認証保育所等運営指導・研修事業	福祉保健局
<p>認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用した運営指導を行います。また、認証保育所施設長研修、家庭福祉員研修等を実施し、保育の質の向上を図ります。</p>		
83	保育人材確保事業	福祉保健局
<p>保育士OB等の有資格者に対して、再就職支援研修・就職相談会を一体的に実施することにより、保育人材の確保を図ります。</p>		

コラム⑦
都型学童クラブとは

作成中

コラム⑧
ワーク・ライフ・バランスに関する取組

作成中

